

平成23年4月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第30916号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成22年2月8日

判 決

原告

原告

原告

原告

原告

原告

原告

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同訴訟復代理人弁護士

同

荒井哲朗

白井晶子

太田賢志

佐藤顕子

五反章裕

東京都江戸川区北葛西1丁目14番29号

被告

東京プリンシパル・セキュリティ

ーズ・ホールディング株式会社

同代表者代表取締役

野村

東京都世田谷区

被告

齋藤

東京都江戸川区

被告

野村

上記3名訴訟代理人弁護士

武中洋司

PO Box 309GT
Ugland House, South Church Street,
George Town, Grand Cayman
Cayman Islands

(代表者の住所)

Illinois USA

被 告 OCS Rainbow Corp.
同 代 表 者 久 芳

Illinois USA

被 告 久 芳
山形市

被 告 坪 内
川崎市

被 告 佐 藤
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 早 川 良

主 文

- 1 被告坪内は、原告に対し、304万3440円及びこれに対する平成21年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告坪内は、原告に対し、363万1830円及びこれに対する平成21年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告坪内は、原告に対し、1691万0235円及びこれに対する平成21年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告坪内は、原告に対し、374万0740円及びこれに対する平成21年10月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 5 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用中、原告らに生じた費用及び被告坪内■■■■に生じた費用は、被告坪内■■■■の負担とし、その余の被告らに生じた費用は原告らの負担とする。
- 7 この判決の第1項から第4項までは仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告佐藤■■■■を除く被告らは、原告■■■■に対し、連帯して、304万3440円及びこれに対する被告坪内■■■■は平成21年10月4日から、被告東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社、被告野村■■■■及び被告齋藤■■■■は平成21年10月5日から、被告OCS Rainbow Corp. 及び被告久芳■■■■は平成22年11月7日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告■■■■に対し、連帯して、363万1830円及びこれに対する被告坪内■■■■は平成21年10月4日から、被告東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社、被告野村■■■■及び被告齋藤■■■■は平成21年10月5日から、被告佐藤■■■■は平成21年10月6日から、被告OCS Rainbow Corp. 及び被告久芳■■■■は平成22年11月7日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、原告■■■■に対し、連帯して、1705万5675円及びこれに対する被告坪内■■■■は平成21年10月4日から、被告東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社、被告野村■■■■及び被告齋藤■■■■は平成21年10月5日から、被告佐藤■■■■は平成21年10月6日から、被告OCS Rainbow Corp. 及び被告久芳■■■■は平成22年11月7日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告らは、原告■■■■に対し、連帯して、374万0740円及びこれに対する被告坪内■■■■は平成21年10月4日から、被告東京プリンシパル・

セキュリティーズ・ホールディング株式会社、被告野村■■■■及び被告齋藤■■■■は平成21年10月5日から、被告佐藤■■■■は平成21年10月6日から、被告OCS Rainbow Corp. 及び被告久芳■■■■は平成22年11月7日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張等

1 事案の概要

本件は、原告らが、被告らに対し、被告坪内■■■■（以下「被告坪内」という。）が、株式会社ピースステイブル（以下「ピースステイブル」という。）の代表者であり、被告東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社（以下「被告東京プリンシパル」という。）の従業員であったところ、高齢者である原告らに対し、被告OCS Rainbow Corp.（以下「被告OCS」という。）を営業者とするファンドに係る取引について、金融商品取引まがいの詐欺的取引であったにもかかわらず、又は適合性の原則から著しく逸脱し、若しくはリスク等の説明義務を尽くさないまま、上記の取引の勧誘をし、これに応じて取引をした原告らに出資金名目の交付金相当額等の損害を与えたなどと主張した上で、被告坪内は、民法709条に基づき、被告東京プリンシパルは、民法709条、715条、719条又は会社法350条に基づき、被告東京プリンシパルの代表取締役であった被告齋藤■■■■（以下「被告齋藤」という。）及び被告東京プリンシパルの取締役であった被告野村■■■■（以下「被告野村」という。）は、民法709条及び719条又は会社法429条1項に基づき、被告OCS及び被告OCSの代表者であり被告東京プリンシパルの代表取締役であった被告久芳■■■■（以下「被告久芳」という。）は、民法709条及び719条に基づき、ピースステイブルの取締役であった被告佐藤■■■■（以下「被告佐藤」という。）は、会社法429条1項に基づき、それぞれ責任を負うと主張して、被告らに対し（ただし、被告佐藤に対する請求は、原告■■■■を除く原告らの請求）、連帯して、上記の交付金員相当損害金

及びその1割の弁護士費用相当損害金並びにこれに対する訴状送達の日翌日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 請求原因

(1) 当事者

ア 原告ら

(ア) 原告■■■■■（以下「原告■■■■■」という。）は、昭和13年■■■■■生まれの女性である。

(イ) 原告■■■■■（以下「原告■■■■■」という。）は、昭和11年■■■■■生まれの女性である。

(ウ) 原告■■■■■（以下「原告■■■■■」という。）は、昭和5年■■■■■生まれの女性である。

(エ) 原告■■■■■（以下「原告■■■■■」という。）は、昭和8年■■■■■生まれの男性である。

イ 被告ら

(ア) 被告東京プリンシパルは、匿名組合契約を利用したファンドの勧誘（有価証券の私募の取扱い）を業として行うと称する株式会社である。被告東京プリンシパルは、平成13年7月23日、「オービット・トレーディング・マネージメント株式会社」として設立され、平成14年12月10日、商号変更により、「オービット・キャピタル・マネジメン株式会社」となり、平成18年3月15日、商号変更により、「東京プリンシパル証券株式会社」となり、平成19年1月13日、商号変更により、被告「東京プリンシパル・セキュリティーズ・ホールディング株式会社」（被告東京プリンシパル）となった。

(イ) 被告齋藤は、平成14年5月9日から同年12月10日までの間及び平成18年5月22日から平成20年5月27日までの間、被告東京プ

リンシパルの代表取締役であった者である。

(ウ) 被告野村は、平成15年6月28日から被告東京プリンシパルの取締役を務めている者であり、現在は、被告東京プリンシパルの代表取締役である。

(エ) 被告OCSは、ケイマン諸島を住所地とし、原告らが坪内から勧誘されたファンドの営業者として契約締結前交付書面等に表示されている会社である。

(オ) 被告久芳は、被告OCSの代表者であり、平成14年12月10日まで被告東京プリンシパルの代表取締役であり、平成18年5月22日まで被告東京プリンシパルの取締役であった者である。

(カ) ピースステイブルは、原告らが投資したファンドの販売会社である。

(キ) 被告坪内は、ピースステイブルの代表取締役であり、被告東京プリンシパルの従業員であった者である。

(ク) 被告佐藤は、平成19年11月10日から平成20年7月10日までの間、ピースステイブルの取締役であった者である。

(2) 原告らの被害

ア 原告■■■■の被害

(ア) 適合性

原告■■■■は、亡夫の株式を相続したが、自ら株式の取引をしたことはなく、その他何らの投資的取引の経験も有していなかった。

(イ) 本件に至る経緯

原告■■■■は、平成17年10月頃から、被告東京プリンシパルの従業員であった被告坪内らから勧誘を受け、スイス・オフショア・ファンド1及びホルン・オフショア・ファンド等への出資金名目で合計1135万5450円を被告坪内らに支払っていた。

(ウ) 本件被害

原告■は、平成19年10月頃、被告坪内から、電話で、「あと2口やりましょう。きりのいいところ(10口)まで。年2回の配当があり、絶対に儲かる。年金のようなもの。」などと言われ、同月30日、三井住友銀行荻窪支店で277万3440円を引き出した上で、キプロス・オフショア・ファンド(以下「本件ファンド1」という。)という私募ファンドへの出資金名目で、上記金員を被告坪内に支払った。

被告坪内は、原告■に対し、本件ファンド1の仕組み及びリスクについて何らの説明もしなかった。

イ 原告■の被害

(ア) 適合性

原告■は、証券取引口座を開設して国債を保有していたほかは、何らの投資経験も有していなかった。

(イ) 本件に至る経緯

原告■は、平成18年9月下旬頃、被告坪内からファンドへの投資を勧誘され、SCアルペンローゼ・ヘッジファンド2口分として、被告OCSに429万2280円を送金するなどしていた。

(ウ) 本件被害

原告■は、平成20年5月9日、被告坪内から、電話で、「■さん、ドル安ですごくいいお話があるんです。」、「前に3口投資していただいているので、そっくりそのまま書き換えると良いですよ。」、「ただし、新しく3口申し込まないといけないんですが。」などと言われ、同日、コンティネンタル・ファンド(以下「本件ファンド2」といい、本件ファンド1と併せて「本件各ファンド」という。)への出資金名目で、330万1830円を被告坪内に支払った。

被告坪内は、原告■に対し、本件ファンド2の仕組み及びリスクについて何らの説明もしなかった。

ウ 原告■■■■の被害

(ア) 適合性

原告■■■■は、平成17年頃には、加齢のため、判断力、記憶力及び抵抗力の衰えが著しくなっていた。

(イ) 本件に至る経緯

原告■■■■は、平成17年12月頃から、被告坪内から勧誘を受け、チユーリッヒオフショアファンドへの出資金名目で合計1592万7188円をオー・シー・エム・オーシャーズ株式会社（以下「OCM」という。）に送金して支払うなどしていた。

(ウ) 本件被害

a 原告■■■■は、平成20年3月28日、被告坪内から、「金利のいいところに入れてあげます。」などと言われ、定期預金を解約して払い戻した1001万4071円のうち1000万4071円を被告坪内に支払った。

b また、原告■■■■は、平成20年5月1日にも、被告坪内から、「金利のいいところに預け替えてあげる。」などと言われ、定期預金を解約して払い戻した550万5675円を被告坪内に支払った。

c 被告坪内は、原告■■■■に対し、ファンドの仕組み及びリスクについて何らの説明もしなかった。

エ 原告■■■■の被害

(ア) 適合性

原告■■■■は、平成18年頃には、加齢による判断力、記憶力及び聴力が日常生活に支障を来すほどになっており、原告■■■■の財産管理は、昭和11年2月生まれの妻■■■■（以下「■■■■」という。）が行っていた。

(イ) 本件に至る経緯

■は、平成18年8月頃から、被告坪内から勧誘を受け、SCアルペンローゼ・ヘッジ・ファンドへの出資金名目で■名義で428万2560円、レインボーファンドへの出資金名目で原告■名義で418万9600円、レインボーファンドへの出資金名目で■名義で435万9240円、サンフラワー・オフショアファンドへの出資金名目で■名義で428万3640円を被告OCSに送金して支払い、平成20年1月15日には本件ファンド1への出資金名目で■名義で392万5080円を被告OCSに送金するなどしていた。

(ウ) 本件被害

■は、平成20年6月27日、被告坪内から、銀行に預けておくよりも絶対に得である、銀行の金利よりもはるかによいなどと勧誘され、本件ファンド2への出資金名目で原告■名義で340万0740円を被告OCSに送金した。

被告坪内は、原告■及び■に対し、本件ファンド2の仕組み及びリスクについて何らの説明もしなかった。

オ 本件各ファンドについて

原告らが出資した本件各ファンドは、預り資金の流れも不明確であり、リスクの具体的内容も明らかでない金融商品まがいの商品である。

カ 原告らと被告東京プリンシパルの間の訴訟外における一部和解等

(ア) 原告■と被告東京プリンシパルは、平成21年1月、前記ア(イ)のスイス・オフショア・ファンド1及びホルン・オフショア・ファンドへの出資について、被告東京プリンシパルが1051万0967円を支払う内容の訴訟外の和解をした。

(イ) 原告■と被告東京プリンシパルは、平成20年10月8日、前記イ(イ)のSCアルペンローゼ・ヘッジファンドへの出資について、被告東京プリンシパルが418万8677円を支払う内容の訴訟外の和解をした。

(ウ) 原告■■■■は、平成18年7月から8月にかけて、被告東京プリンシパルから、前記ウ(イ)のチューリッヒオフショアファンドの解約金として合計1389万6693円の返金を受けた。

(エ) 原告■■■■及び■■■■と被告東京プリンシパルは、平成20年10月7日、前記エ(イ)の前記SCアルペンローゼ・ヘッジ・ファンド、レインボーファンド、サンフラワー・オフショアファンド及び平成20年1月15日付けの本件ファンド1への出資について、被告東京プリンシパルが2082万7500円を支払う内容の訴訟外の和解をした。

(3) 被告らの責任

ア 被告坪内

被告坪内は、明らかに投資取引の適格を欠く高齢者である原告らに対し、その他人に対する抵抗力の欠如等に乗じて、リスクについての説明を尽くさず、年金のようなものである等と誤った認識のみを生じさせて、預り資金の流れも不明確でありリスクの具体的内容も明らかでない金融商品取引まがいの詐欺的取引をさせ、老後の生活資金である原告らの財産を奪ったものであって、被告坪内の原告らに対する上記行為は、適合性原則違反及び説明義務違反であり、社会的相当性を逸脱するものであることが明らかな不法行為に当たる（民法709条）。

したがって、被告坪内は、原告らに対し、出資金名目で金員を交付させて被らせた損害を賠償する責任を負う。

イ 被告東京プリンシパル

(ア) 被告坪内の上記行為は、使用者である被告東京プリンシパルの指揮監督下において行われたものであるから、被告東京プリンシパルは、被告坪内の使用者としての責任を負う（民法715条1項）。

(イ) また、被告坪内の違法行為は、被告東京プリンシパルの営業方針に基づくものであるから、被告東京プリンシパルは、原告らに対し、固有の

不法行為責任も負う（民法709条）。

- (ウ) さらに、ピースステイブルと被告東京プリンシパルは、実質的に同一の会社であり、一体として、被告OCSと共に高齢者に対して金融商品まがいの商品を販売勧誘する詐欺的商法を行っていたと評価できるから、被告東京プリンシパルは、被告坪内が原告らに対して行った勧誘行為について、被告坪内と共に共同不法行為責任を負う（民法709条，719条）。

被告坪内が平成20年4月25日から同年7月16日までの間に本件ファンド2への出資金として被告OCS名義の口座に入金した金銭の一部が、被告東京プリンシパルの口座に送金されている事実（甲31）は、詐欺的商法を共同して行っている組織間において資金移動が行われたことを示すものである。

- (エ) 加えて、被告東京プリンシパルは、後記エ(ア)の被告齋藤の不法行為について生じた原告らの損害について、会社法350条に基づく損害賠償責任を負う。

ウ 被告齋藤

- (ア) 被告齋藤は、被告東京プリンシパル、ピースステイブル及び被告OCSにおける営業方針を決し、上記3社の従業員をして組織的に違法勧誘を継続させた者であって、上記違法行為を行った被告坪内と共同して不法行為責任を負う（民法709条，719条）。

- (イ) また、被告齋藤は、被告東京プリンシパルの代表取締役として同社の業務執行を適正にするべき義務を著しく懈怠しているものというべきであり、この点に故意又は少なくとも重過失があることは明らかであるから、会社法429条1項に基づいて損害賠償責任を負う。

エ 被告野村

- (ア) 被告野村は、被告齋藤の下で、被告らによる金融商品まがいの商品の

販売勧誘の中心人物の1人として従事してきたものであるから、被告坪内と共同して不法行為責任を負う（民法709条, 719条）。

(イ) また、被告野村は、被告東京プリンシパルの取締役として、代表取締役の業務執行一般及び法令遵守体制構築義務について監視監督する義務を負うところ、前記のとおり、被告東京プリンシパルは組織的な違法勧誘行為を継続していたのであるから、被告野村の監視監督義務違反には少なくとも重過失があるというべきであり、原告らに対し、会社法429条1項に基づいて損害賠償責任を負う。

オ 被告OCS

被告OCSは、本件各ファンドの営業者であるところ、その実質は、被告東京プリンシパルが利用するペーパーカンパニーであり、被告東京プリンシパルと一体として詐欺的商法を行った組織であって、被告坪内が違法な勧誘により原告らに出資させた金員の送金を受け、このうち15パーセントから20パーセントという多額の管理報酬を得ていたものであるから、共同不法行為責任を負う（民法709条, 719条）。

カ 被告久芳

被告久芳は、被告OCSの代表者かつ被告東京プリンシパルの元代表取締役であり、本件における違法な詐欺的商法を組織して共同したものとして共同不法行為責任を負う（民法709条, 719条）。

キ 被告佐藤

被告佐藤は、ピースステイブルの取締役として、代表取締役の業務執行一般及び法令遵守体制構築義務についての監視監督義務を負っていたところ、ピースステイブルは組織的な違法勧誘行為を継続していたのであって、被告佐藤の監視監督義務違反には少なくとも重過失があるというべきであり、被告佐藤が取締役に就任していた上記期間に被告坪内が勧誘販売した原告■■■■を除く原告らに対して、会社法429条1項に基づいて損害賠償

責任を負う。

(4) 原告らの損害

ア 原告■■■■

原告■■■■には、本件ファンド1への出資金名目の交付金員相当損害金277万3440円及び弁護士費用相当損害金として少なくとも27万円の合計304万3440円の損害が生じた。

イ 原告■■■■

原告■■■■には、本件ファンド2への出資金名目の交付金員相当損害金330万1830円及び弁護士費用相当損害金として少なくとも33万円の合計363万1830円の損害が生じた。

ウ 原告■■■■

原告■■■■には、平成20年3月8日及び同年5月1日付けの交付金員相当損害金1550万5675円及び弁護士費用相当損害金として少なくとも155万円の合計1705万5675円の損害が生じた。

エ 原告■■■■

原告■■■■には、本件ファンド2への出資金名目の交付金員相当損害金340万0740円及び弁護士費用相当損害金として少なくとも34万円の合計374万0740円の損害が生じた。

(5) まとめ

よって、①原告■■■■は、被告坪内に対しては、民法709条に基づき、被告東京プリンシパルに対しては、民法709条、715条、719条又は会社法350条に基づき、被告齋藤及び被告野村に対しては、民法709条及び719条又は会社法429条1項に基づき、被告OCS及び被告久芳に対しては、民法709条及び719条に基づき、連帯して、損害金304万3440円及びこれに対する被告坪内は訴状送達の日翌日である平成21年10月4日から、被告東京プリンシパル、被告野村及び被告齋藤は訴状送達

の日の翌日である平成21年10月5日から、被告OCS及び被告久芳は訴状送達の日翌日である平成22年11月7日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求め、②原告■■■■、原告■■■■及び原告■■■■、被告坪内に対しては、民法709条に基づき、被告東京プリンシパルに対しては、民法709条、715条、719条又は会社法350条に基づき、被告齋藤及び被告野村に対しては、民法709条及び719条又は会社法429条1項に基づき、被告OCS及び被告久芳に対しては、民法709条及び719条に基づき、被告佐藤に対しては、会社法429条1項に基づき、連帯して、原告■■■■においては、損害金363万1830円、原告■■■■においては、損害金1705万5676円、原告■■■■においては、損害金374万0740円及び各損害金に対する被告坪内は訴状送達の日翌日である平成21年10月4日から、被告東京プリンシパル、被告野村及び被告齋藤は訴状送達の日翌日である平成21年10月5日から、被告佐藤■■■■は訴状送達の日翌日である平成21年10月6日から、被告OCS及び被告久芳は訴状送達の日翌日である平成22年11月7日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

3 請求原因に対する認否

(1) 被告東京プリンシパル

ア 請求原因(1) (当事者)のうち、アは知らない。イ(ア)は認める。

イ 請求原因(2) (原告らの被害)のうち、アからエまでは知らない。オ (本件各ファンドについて)は争う。カ (原告らと被告東京プリンシパルの間の訴訟外における一部和解等)は認める。ただし、■■■■が投資した本件ファンド1については、被告坪内が被告東京プリンシパルを退社後に勧誘したものであることに気付かずに誤って和解に応じてしまったものである。

ウ 請求原因(3) (被告らの責任)イは争う。

原告らが問題としている取引はいずれも平成19年10月以降のもので

あるところ、被告東京プリンシパルが被告坪内を使用していたのは、平成19年9月頃までであり、被告東京プリンシパルは、同年10月以降は営業していないから、被告坪内の使用者としての責任を負う余地はない。

エ 請求原因(4) (原告らの損害) は争う。

(2) 被告齋藤

ア 請求原因(1) (当事者) のうち、アは知らない。イ(イ)は認める。

イ 請求原因(2) (原告らの被害) のうち、アからエまでは知らない。オ (本件各ファンドについて) は争う。

ウ 請求原因(3) (被告らの責任) ウは争う。

被告齋藤は、被告東京プリンシパルの代表取締役を務めていたことはあるが、それ以外に、他社の営業方針を決することも他社の従業員等をして組織的に違法勧誘を継続させたこともなく、被告東京プリンシパルがファンドの販売を中止し、営業を停止した平成19年10月以降の他社のファンドの販売について責任を負う余地はない。

エ 請求原因(4) (原告らの損害) は争う。

(3) 被告野村

ア 請求原因(1) (当事者) のうち、アは知らない。イ(ウ)は認める。

イ 請求原因(2) (原告らの被害) のうち、アからエまでは知らない。オ (本件各ファンドについて) は争う。

ウ 請求原因(3) (被告らの責任) エは争う。

被告野村は、平成21年5月7日から被告東京プリンシパルの代表取締役を務めているが、被告齋藤同様、被告東京プリンシパルがファンドの販売を中止し、営業を停止した平成19年10月以降の他社のファンドの販売について、責任を負う余地はない。

エ 請求原因(4) (原告らの損害) は争う。

(4) 被告OCS及び被告久芳

ア 請求原因(1) (当事者) のうち、アは知らない。イ(エ)及び(カ)は争うことを明らかにしない。

イ 請求原因(2) (原告らの被害) うち、オ (本件各ファンドについて) は争う。アからエまで及びカは知らない。被告OCSは、被告OCSが営業者となっている匿名組合の組合員募集の方法、契約手続等の業務について、ピースステイブルに一任していた。

ウ 請求原因(3) (被告らの責任) オ及びカは争う。被告OCS、被告東京プリンシパル及びピースステイブルは、登記上も運営上も独立した法人であり、それぞれ独自にかつ適正にその事業を行っていた。

エ 請求原因(4) (原告らの損害) は争う。

(5) 被告坪内

ア 請求原因(1) (当事者) のうち、ア及びイ(カ)は争い、イ(キ)は認める。

イ 請求原因(2) (原告らの被害) については、原告らと取引をしたことは認めるが、その余は争う。

(ア)a 原告■■■■は、被告坪内に対し、投資 (粗糖の商品取引の一種) の経験がある旨の話をしていてた。また、原告■■■■は、所有する不動産の収入を自ら管理しており一定以上の能力を有していた。

b 原告■■■■は、元本保証ではないファンドや投資適格があることが求められる金融商品に投資をしていてた

c 原告■■■■は、被告坪内に対し、過去に投資を行い利益が出たことも損失が出たこともあった旨の話をしていてた。具体的な投資の内容については、原告■■■■が話したがらなかったため追及しなかったが、金の商品取引等のようにであった。

d 原告■■■■は、被告坪内の扱っている金融商品について明確に理解していてた。また、■■■■は、長年にわたり会計事務所に勤務し、経理や会計に明るく、投資目的の不動産を保有していてたことがあり、大手証

券会社に口座を開設し株式投資を自らの判断で行っており、被告坪内
が関与したファンドを購入した後にも中国又はインド等の新興国の株
式を運用対象とするファンドを購入していた。

(イ) 原告■■■■の被害について、請求原因(2)ウ(ウ) a の平成20年3月28日
に、原告■■■■から支払を受けた金員は、出資金987万4560円であ
る。

また、同bの平成20年5月1日に、550万5675円を原告■■■■
から受領した事実はない。

(ウ) 原告らの本件各ファンドへの投資は、正規の契約に基づくものであり、
被告坪内による詐欺の事実は存在しない。また、被告坪内は、原告らが
主張するような言葉で原告らを勧誘したことはないし、契約締結前に、
経済状況の変化に伴う減損のリスクや為替変動に伴う減損のリスクを含
め必要な説明は行った。

ウ 請求原因(3) (被告らの責任) アは争う。原告らは投資取引について無知
又は無経験ではなく、被告坪内に適合性義務違反や説明義務違反はない。
したがって、被告坪内は原告らに対し責任を負わない。

エ 請求原因(4) (原告らの損害) は争う。

(6) 被告佐藤

ア 請求原因(1) (当事者) のうち、イ(ク)は認める。ただし、取締役というの
は名目上にすぎず、実態は単なる事務員であった。

イ 請求原因(2) (原告らの被害) は知らない。

ウ 請求原因(3)キは争う。

(ア) 被告佐藤は、上記のとおり、名目上はピースステイブルの取締役であ
ったが、実態は単なる事務員であった。ピースステイブルの経営は全て
被告坪内が一人で行っており、被告佐藤は、経営には一切関与しておら
ず、同社の営業の実態も把握していなかったのであるから、代表取締役

に対する監視義務はない。

(イ) また、仮に、被告佐藤に代表取締役に対する監視義務が認められる場合には、被告佐藤は、取締役としての職務には何ら従事していなかったものであり、取締役としての職務を怠ったことは認めざるを得ないが、ピースステイブルのワンマン経営者である被告坪内に何らの影響力も及ぼし得る立場にはなく、取締役としての報酬も受け取っていないこと、取締役会開催の通知を受けたことはないこと、取締役として意見を述べ被告坪内を従わせるなど到底できなかつたこと等の事情があつた。これらの事情からすれば、被告佐藤がピースステイブルの名目的取締役としてその任務を懈怠したと原告らの被つた損害の発生との間には、相当因果関係はない。

エ 請求原因(4) (原告らの損害) は知らない。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1) (当事者) について

- (1) 証拠 (甲 4 8 から 5 1 まで) 及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(1)ア (原告ら) の事実が認められる。
- (2) 同イ (被告ら) のうち、(ア)から(ウ)まで、(キ)及び(ク)は当事者間に争いがなく、(エ)及び(オ)については、被告OCS及び被告久芳において争うことを明らかにしないから自白したものとみなす。

また、証拠 (甲 1 6, 1 8 の 1, 2 0 の 1) 及び弁論の全趣旨によれば、同(カ)の事実が認められる。

2 請求原因(2) (原告らの被害) について

- (1) 証拠 (甲 1 7 から 2 0 まで (枝番を含む。以下、枝番を含むものについて同じ), 3 9, 4 4, 4 8 から 5 1 まで) 及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(2)アからエまでについて、以下の事実が認められる。

ア 原告■■■■■について

(ア) 原告■■■■は、平成17年10月頃から、被告坪内を含む被告東京プリンシパルの従業員らから勧誘を受け、スイス・オフショア・ファンド1及びホルン・オフショア・ファンド等への出資金名目で合計1135万5450円を被告坪内らに支払っていた。

(イ) 原告■■■■は、上記(ア)の取引をするまでは、亡夫の株式を相続したものの自ら株式の取引をしたことはなく、投資的取引の経験はなかった。

(ウ) 原告■■■■(当時69歳)は、平成19年10月頃、被告坪内から電話で勧誘を受け、同月30日、三井住友銀行■■■■支店で277万3440円を引き出した上で、本件ファンド1の2口分の出資金等として上記金員を被告坪内に支払い、本件ファンド1の出資申込書兼匿名組合契約書に署名押印した。

イ 原告■■■■について

(ア) 原告■■■■は、平成18年9月下旬頃、被告東京プリンシパルの従業員であった被告坪内からファンドへの投資を勧誘され、SCアルペンローゼ・ヘッジファンド2口分として、被告OCSに429万2280円を送金するなどして支払っていた。

(イ) 原告■■■■は、上記(ア)の取引をするまでは、証券取引口座を開設して国債を保有していた以外には投資的取引の経験はなかった。

(ウ) 原告■■■■(当時71歳)は、平成20年5月9日、被告坪内から電話で勧誘を受け、同日、本件ファンド2の3口分の出資金等として330万1830円を被告坪内に支払い、本件ファンド2の出資申込書兼匿名組合契約書に署名押印した。

ウ 原告■■■■について

(ア) 原告■■■■は、平成17年12月頃から、被告東京プリンシパルの従業員であった被告坪内から勧誘を受け、チューリッヒオフショアファンドへの出資として、1592万7188円をOCMに送金するなどして支

払っていた。

- (イ) 原告■■■（当時77歳）は、平成20年3月28日、被告坪内から勧誘を受け、本件ファンド1の出資申込書兼匿名組合契約書に署名押印し、同年4月16日、ゆうちょ銀行で定期預金を解約して1001万4071円を引き出して、本件ファンド1の8口分の出資金等として987万4560円を被告坪内に支払った。
- (ウ) また、原告■■■は、平成20年5月1日頃、被告坪内から勧誘を受け、同日、三菱東京UFJ銀行で550万5675円を引き出して、本件ファンド2の5口分の出資金等として同額を被告坪内に支払った。

エ 原告■■■について

- (ア) 原告■■■は、平成18年頃には、加齢のため、昭和11年2月生まれの■■■に財産管理を任せていた。
- (イ) ■■■は、平成18年8月頃から、被告東京プリンシパルの従業員であった被告坪内から勧誘を受け、■■■名義でSCアルペンローゼ・ヘッジ・ファンドへの出資金等として428万2560円、原告■■■名義でレインボーファンドへの出資金等として418万9600円、■■■名義でレインボーファンドへの出資金等として435万9240円、■■■名義でサンフラワー・オブショアファンドへの出資金等として428万3640円を被告OCSに送金して支払い、平成20年1月15日には■■■名義で本件ファンド1への出資金等として392万5080円を被告OCSに送金するなどして支払っていた。
- (ウ) ■■■（当時72歳）は、被告坪内から勧誘され、平成20年6月27日、原告■■■（当時75歳）名義で、本件ファンド2の3口分の出資金等として340万0740円を被告OCSに送金して支払い、本件ファンド2の出資申込書兼匿名組合契約書に署名押印した。
- (2) 原告らの取引経験に係る被告坪内の主張について

被告坪内は、原告らは、それぞれ商品取引、株式又はファンド等の取引経験を有していた旨を主張するが、原告■■■■について上記(1)ア(イ)、原告■■■■について上記(1)イ(イ)の認定を左右するに足りる証拠はない。

(3) 原告■■■■の出資金額に係る原告■■■■及び被告坪内の主張について

ア 原告■■■■は、被告坪内に対し平成20年3月28日に支払った金額について、ゆうちょ銀行から引き出した1001万4071円のうち1000万4071円であると主張するが、原告■■■■が同日に支払った金額は前記(1)ウ(イ)のとおり987万4560円であると認められ、上記認定を左右するに足りる証拠は存在しない。

イ 一方、被告坪内は、平成20年5月1日に原告■■■■から550万5675円の支払を受けたことはない旨を主張するが、被告坪内自身の供述調書に添付された被告坪内の手帳の同日の欄に原告■■■■の名前と上記金額が記載されていること(甲39)、同じく被告坪内の供述調書に添付された入金一覧に、同日に被告■■■■から出資申込があったものとして、上記金額に近い552万2475円の記載があること(甲44)からして、被告坪内の上記主張は認めることができない。

(4) 被告坪内の原告らに対する説明状況について

被告坪内は、原告らに対し、契約締結前に経済状況の変化に伴う減損のリスクや為替変動に伴う減損のリスクを含め必要な説明は行ったと主張する。

確かに、証拠(甲15, 16)及び弁論の全趣旨によれば、本件各ファンドの概要説明書や契約締結前交付書面には、運用先の各市場の価格変動のリスクがあり、元本が保証されているものではなく、外貨建てで運用されるため為替変動により損益が増減するリスクがあることなどが記載されていること、上記書面が各原告に交付されたことは認められる。しかし、それ以上に、被告坪内が原告らに本件各ファンドのリスク等を説明した事実は、本件に表れた全ての証拠によっても認めることができない。

また、被告坪内が、原告らに対し、上記書面及び契約書を交付する以外に、本件各ファンドの仕組みについて説明をした事実は証拠上認められない。

(5) 請求原因(2)オ（本件各ファンドについて）について

ア 原告らは、原告らが出資した本件各ファンドは、預り資金の流れも不明確であり、リスクの具体的内容も明らかでない金融商品まがいの商品であると主張する。

イ しかしながら、証拠（甲15から20まで、甲31、被告坪内本人）及び弁論の全趣旨によれば、本件各ファンドについて、以下の事実が認められる。

(ア) 本件各ファンドは、複数の投資家が、営業者である被告OCSとの間で、匿名組合契約を締結し、投資家が組合員として外貨建てで出資金を払い込んで匿名組合を構成した上で、営業者である被告OCSが、出資金により構成された匿名組合財産を海外の運用管理会社（プライベートバンク）に再出資し、その運用管理会社が、外国債券や外国の社債等を対象に投資をして運用するという内容の金融商品である。

(イ) 本件各ファンドについては、上記の運用先の各市場の価格変動のリスクがあり、元本が保証されているものではなく、外貨建てで運用されるため為替変動により損益が増減する等のリスクがあるとされている。

(ウ) 本件ファンド1の契約手続・管理サービスの報酬及び手数料は、出資金の20パーセントとされ、投資家は、出資申込みの際に、被告OCSに対し、報酬及び手数料を出資金と共に支払う。

本件ファンド2の申込手数料は出資金の5パーセントとされ、投資家は、出資申込みの際に、被告OCSに対し、上記申込手数料を出資金と共に支払う。また、本件ファンド2の管理報酬は、出資金の15パーセントであり、被告OCSは、運用開始日に、投資家から支払われた出資金の中から上記管理報酬を受領する。

(エ) ピースステイブルは、本件各ファンドの案内や販売を行う販売会社であり、被告OCSは、ピースステイブルに対し、投資から受領した金員のうち本件各ファンドの申込手数料（出資金5パーセント）を支払っていた。

(オ) 被告OCSは、本件ファンド2についての投資家からの出資金を、本件ファンド2の運用管理会社であるING Bank (Switzerland) Ltd. の被告OCS名義の口座に送金していた。

ウ これらの事実を照らすと、本件各ファンドに係る取引が何らの実体を有しない金融商品取引まがいの詐欺的取引であるとまでは断じることができない。

(6) 請求原因(2)カ（原告らと被告東京プリンシパルの間の訴訟外における一部和解等）については、当事者間に争いがない。

3 請求原因(3)（被告らの責任）について

(1) 請求原因(3)ア（被告坪内）について

ア 詐欺的取引について

原告らは、被告坪内が、私募ファンドへの出資金名目で、預り資金の流れも不明確であり、リスクの具体的内容も明らかでない金融商品取引まがいの詐欺的取引を原告らにさせたと主張する。

しかし、本件各ファンドの内容は、前記2(5)において認定したとおりであって、この認定を左右するに足りる証拠はないから、本件各ファンドに係る取引が詐欺的取引であったと認めることはできず、原告らの上記主張は採用することができない。

イ 適合性原則違反について

原告らは、同人らが高齢者であり投資取引の適格を欠く者であるから、被告坪内の原告らに対する勧誘行為は適合性原則に違反すると主張する。

そこで検討すると、確かに、前記2(1)のとおり、①本件各ファンドへの

投資取引当時、原告■■■■は69歳、原告■■■■は71歳、原告■■■■は77歳、原告■■■■は75歳、原告■■■■に代わって同人の財産を管理していた■■■■は72歳であったこと、②原告■■■■は、平成17年頃、被告東京プリンシパルの従業員から勧誘を受けて本件各ファンド類似の金融商品に投資をするようになるまでは、ファンド等の金融商品取引の経験はなかったこと、③原告■■■■は、平成18年9月頃、被告東京プリンシパルの従業員であった坪内から勧誘を受けて本件各ファンド類似の金融商品に投資をするまでは、国債以外にはファンド等の金融商品取引の経験はなかったことが認められる。

しかしながら、原告■■■■、原告■■■■及びその妻である■■■■の金融商品取引の経験並びに各原告らの金融商品に係る知識、財産の状況及び本件各ファンドへの投資の目的等は、証拠上明らかでなく、上記認定事実のみをもって、各原告らについて、本件各ファンドに係る取引を行うことに適さない者であるということは困難であるといわざるを得ない。

ウ 説明義務違反について

原告らは、被告坪内の原告らに対する勧誘行為は説明義務に違反するものであったと主張する。

そこで、検討すると、まず、本件各ファンドに係る取引の専門性、投機性等に鑑みると、被告坪内は、本件各ファンドに係る取引について勧誘をするに当たり、顧客である原告らに対し、その顧客の知識や理解力の程度に応じ、本件各ファンドの仕組みやリスク等について十分な説明をすべき義務を負っていたものというべきである。

しかし、匿名組合を用いた本件各ファンドの仕組みは、前記認定のとおりであって、一般投資家を基準としても、これを理解するのは必ずしも容易ではないこと、前記認定のとおり、原告らは、本件各ファンドに係る取引を行うことに適さない者であるとは認められないものの、取引当時69

歳から77歳と高齢であって、その判断能力や理解力は相当程度減退していたと認められること、前記のとおり、本件各ファンドの仕組みやリスク等について記載された概要説明書や契約締結前交付書面が原告らに交付されたことはいかゞがわかるものの、それ以上に、被告坪内が原告らに口頭で本件各ファンドの仕組みやリスク等を説明した事実は認められないことなどからすると、被告坪内は、原告らに対し、本件各ファンドの仕組みやリスクについて十分な説明をすることなく本件各ファンドに係る取引を勧誘して契約を締結させたものであって、上記の説明義務に違反していたものと認められる。

したがって、被告坪内は、原告らに対し、民法709条に基づき、原告らが被った損害を賠償する責任を負うものというべきである。

(2) 請求原因(3)イ (被告東京プリンシパル) について

ア 使用者責任について

原告らは、被告坪内の不法行為は、使用者である被告東京プリンシパルの指揮監督下において行われたものであるから、被告東京プリンシパルは、使用者責任を負うと主張する。

しかし、証拠(甲52, 被告坪内本人)及び弁論の全趣旨によれば被告坪内は、被告東京プリンシパルの従業員として本件各ファンド類似のファンドの営業を担当していたが、平成19年9月頃、被告東京プリンシパルを退社し、その後は、ピースステイブルの代表者としてファンドの営業を行っていたことが認められるのであって、本件各ファンドについて原告らを勧誘していた時点においては、被告坪内と被告東京プリンシパルの間に、被告東京プリンシパルが使用者責任を負うべき実質的な指揮監督関係があったものと認めるに足りる証拠はない。したがって、原告らの上記主張は理由がないといべきである。

イ 不法行為責任について

また、原告らは、被告坪内の違法行為は、被告東京プリンシパルの営業方針に基づくものであるから、被告東京プリンシパルは、原告らに対して固有の不法行為責任を負うとか、ピースステイブルと被告東京プリンシパルは、実質的に同一の会社であり、一体として高齢者に対して金融商品まがいの商品を販売勧誘していたものと評価することができるから、被告東京プリンシパルは、被告坪内が原告らに対して行った勧誘行為について、被告坪内と共に共同不法行為責任を負うなどとも主張する。

しかし、前記アのとおり、被告坪内は、自らが設立したピースステイブルの代表者として、原告らに対し、本件各ファンドの勧誘をしたものであり、被告坪内の上記勧誘行為に被告東京プリンシパルが関与していたことを認めるに足りる証拠はない。

また、原告らは、被告坪内が被告OCS名義の口座に入金した本件ファンド2に係る出資金の一部が、被告東京プリンシパル名義の口座に送金されていたと主張するが、原告らが根拠とする甲31のほか本件における全ての証拠によっても、被告OCSから被告プリンシパルに送金された金員が被告坪内において被告OCSに送金した出資金であったと認めるに足りる証拠はないから、上記の送金の事実が被告東京プリンシパルの本件への関与を示すものでないことは明らかである。

したがって、原告らの上記主張は、いずれも理由がないといわざるを得ない。

ウ 会社法350条に基づく責任について

原告らは、被告齋藤の不法行為について生じた原告らの損害について、被告東京プリンシパルは、会社法350条に基づく損害賠償責任を負うと主張するが、被告齋藤に不法行為が成立しないことは後記(3)のとおりであるから、原告らの上記主張は、その前提を欠くものといわなければならない。

エ よって、原告らの被告東京プリンシパルに対する請求は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。

(3) 請求原因(3)ウ (被告齋藤) について

ア 共同不法行為責任について

原告らは、被告齋藤が、被告東京プリンシパル、ピースステイブル及び被告OCSにおける営業方針を決し、上記3社の従業員をして組織的に違法な勧誘を継続させていたとして、被告坪内との共同不法行為責任を負うと主張する。

しかし、被告齋藤が代表取締役を務めていた被告東京プリンシパルについては、被告坪内による原告らに対する本件各ファンドの勧誘行為について関与していたものと認められないことは前記のとおりである。

次いで、被告OCSについては、被告坪内も被告齋藤が被告OCSを実質的に支配していた旨を主張し、被告坪内本人は、これに沿う供述をしているが、仮に被告齋藤が被告OCSを実質的に支配していたとの事実が認められるとしても、被告OCSが被告坪内の本件各ファンドの勧誘行為に関与したことが認められないことは後記(5)のとおりであるから、被告齋藤が被告OCSを実質的に支配していたとの事実は、被告齋藤が原告らに対して不法行為責任を負う根拠とはならない。

また、被告齋藤が、ピースステイブルの営業方針を決し、ピースステイブルの代表者である被告坪内をして組織的に違法勧誘をさせたことを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、原告らの上記主張は、理由がないから、被告齋藤が原告らに対し共同不法行為責任を負うものと認めることはできない。

イ 会社法429条1項に基づく責任について

原告らは、被告齋藤は、被告東京プリンシパルの代表取締役として、会社法429条1項に基づいて損害賠償責任を負うと主張するが、本件につ

いて被告東京プリンシパルが関与していたものと認めることができないことは前記のとおりであるから、原告らの上記主張は、その前提を欠くものといわざるを得ない。

ウ よって、原告らの被告齋藤に対する請求は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。

(4) 請求原因(3)エ（被告野村）について

ア 共同不法行為責任について

原告らは、被告野村が、被告らによる金融商品まがいの商品の販売勧誘の中心人物の1人として従事してきたとして、被告坪内と共同して不法行為責任を負うと主張する。

しかし、本件各ファンドに係る取引が詐欺的なものであると認めることが難しいことは前記のとおりであるから、原告らの上記主張は、その前提を欠くものといわざるを得ない。

イ 会社法429条1項に基づく責任について

また、原告らは、本件当時、被告東京プリンシパルの取締役であった被告野村についても、会社法429条1項に基づいて損害賠償責任を負うと主張するが、本件について被告東京プリンシパルの関与を認めることができないことは前記のとおりであるから、原告らの上記主張も、その前提を欠くものである。

ウ よって、原告らの被告野村に対する請求は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。

(5) 請求原因(3)オ（被告OCS）について

ア 原告らは、本件各ファンドの営業者である被告OCSは、実質的には、被告東京プリンシパルが利用するペーパーカンパニーであり、被告東京プリンシパルと一体として詐欺的商法を行った組織であって、被告OCSは、被告坪内が違法な勧誘により原告らに出資させた金員の送金を受け、この

うち15パーセントから20パーセントという多額の管理報酬を得ていたものであるから、共同不法行為責任を負うと主張する。

確かに、前記2(5)のとおり、被告OCSは、本件各ファンドの営業者であり、出資金額の15パーセントの管理報酬を得ていたことは認められるが、本件各ファンドに係る取引が詐欺的なものとは認められないことは前記のとおりである。

イ また、証拠(甲52、被告坪内本人)によれば、被告OCSがピースステイブルに対して本件各ファンドの販売を委託していたことは認められるが、本件において、被告OCSが、ピースステイブルに対し、顧客に対する勧誘方法等を指示していたなどの事情はうかがわれなから、本件各ファンドの勧誘行為について、前記のとおり被告坪内による説明義務違反が認められるものの、被告OCSの共同不法行為責任を認めることは困難である。

ウ よって、原告らの被告OCSに対する請求は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。

(6) 請求原因(3)カ(被告久芳)について

ア 原告らは、被告久芳は、被告OCSの代表者かつ被告東京プリンシパルの元代表取締役であり、本件における違法な詐欺的商法を組織して共同したものとして共同不法行為責任を負うと主張するが、本件各ファンドに係る取引が詐欺的なものとは認められないこと及び被告東京プリンシパル及び被告OCSが被告坪内の原告らに対する本件各ファンドの勧誘に関与したものと認めることができないことは前記のとおりであるから、原告らの上記主張は理由がない。

イ したがって、原告らの被告久芳に対する請求は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。

(7) 請求原因(3)キ(被告佐藤)について

ア 原告■■■を除く原告らは、ピースステイブルの取締役であった被告佐藤が、代表取締役の業務執行一般及び法令遵守体制構築義務についての監視監督義務を負っていたところ、ピースステイブルは組織的な違法勧誘行為を継続していたのであって、被告佐藤の監視監督義務違反には少なくとも重過失があると主張する。

そこで、検討すると、証拠（甲44、乙C1、被告坪内本人、被告佐藤本人）及び弁論の全趣旨によれば、被告佐藤は、被告坪内がピースステイブルを設立して第二種金融商品取引業の登録申請をするに当たり、ピースステイブルの取締役を2人にする必要があったため、被告坪内から依頼を受けて取締役の就任登記をしたこと、ピースステイブルにおいて経営には一切関与したことがなく、専ら事務一般を担当し、事務職としての報酬として1か月35万円を受け取っていたことが認められ、これらの事実によれば、被告佐藤は、いわゆる名目的取締役であったというべきである。

そして、被告佐藤は、上記のとおり名目的取締役であっても、取締役である以上は、代表取締役が行う業務執行につきこれを監視し、必要があれば、取締役会を通じて業務の執行が適正に行われるようにする職責は免れないというべきである。

しかし、前記のようなピースステイブルに対する被告佐藤の関与の態様（とりわけ、経営には一切関与したことがなく、専ら事務一般を担当していたこと）のほか、ピースステイブルには被告佐藤のほかに従業員はなく、代表者である被告坪内が一人でファンドの営業活動を行っていたこと、ピースステイブルにおいて取締役会が開催されたことはなかったこと（乙C1、被告佐藤本人、弁論の全趣旨。なお、被告坪内は、取締役会を開いていたかのような供述をしているが、これを裏付ける議事録等の証拠はなく、この供述から直ちに取締役会が開催されていたものと認めることは困難である。）にも照らすと、被告佐藤が上記の取締役としての職責を尽くすこ

とは著しく困難であったと認められる。したがって、被告佐藤に取締役としての任務懈怠について悪意又は重過失があったものと認めることはできないし、仮に任務懈怠があったものと認められるとしても、その任務懈怠と原告■■■■を除く原告らの損害との間に相当因果関係があると認めることも困難である。

イ よって、原告■■■■を除く原告らの被告佐藤に対する請求は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。

4 請求原因(4) (原告らの損害) について

(1) 請求原因(4)ア (原告■■■■) について

原告■■■■が本件ファンド1への出資金名目で被告坪内に支払った金員相当額である277万3440円は、被告坪内による不法行為と相当因果関係のある損害であると認められる。

また、本件事案の内容及び認容額等を考慮すると、被告坪内の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は、27万円であると認めるのが相当である。

(2) 請求原因(4)イ (原告■■■■) について

原告■■■■が本件ファンド2への出資金名目で被告坪内に支払った金員相当額である330万1830円は、被告坪内による不法行為と相当因果関係のある損害であると認められる。

また、本件事案の内容及び認容額等を考慮すると、被告坪内の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は、33万円であると認めるのが相当である。

(3) 請求原因(4)ウ (原告■■■■) について

原告■■■■が被告坪内に平成20年3月28日に支払った987万4560円及び同年5月1日に支払った550万5675円の合計1538万0235円は、被告坪内による不法行為と相当因果関係のある損害であると認めら

れる。

また、本件事案の内容及び認容額等を考慮すると、被告坪内の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は、153万円であると認めるのが相当である。

(4) 請求原因(4)エ（原告■■■■）について

原告■■■■が本件ファンド2への出資金名目で被告坪内に支払った金員相当額である340万0740円は、被告坪内による不法行為と相当因果関係のある損害であると認められる。

また、本件事案の内容及び認容額等を考慮すると、被告坪内の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は、34万円であると認めるのが相当である。

5 結論

よって、原告らの請求は、被告坪内に対して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、①原告■■■■が、損害金合計304万3440円及びこれに対する不法行為の日以後の日（訴状送達の日翌日）である平成21年10月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、②原告■■■■が、損害金合計363万1830円及びこれに対する不法行為の日以後の日（訴状送達の日翌日）である平成21年10月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、③原告■■■■が、損害金合計1691万0235円及びこれに対する不法行為の日以後の日（訴状送達の日翌日）である平成21年10月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、④原告■■■■が、374万0740円及びこれに対する不法行為の日以後の日（訴状送達の日翌日）である平成21年10月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、それぞれ支払うことを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官 小 林 昭 彦

裁判官 鈴 木 進 介

裁判官 北 村 久 美

これは正本である。

平成23年4月12日

東京地方裁判所民事第26部

裁判所書記官 三浦比登志